

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3374号)

令和8年7月23日

横 情 審 答 申 第 3374 号

令 和 8 年 7 月 23 日

横浜市長 山 中 竹 春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松 村 雅 生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

令和7年6月24日港北総第523号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「特定自治会、特定地区連合自治会、同連合組織内自治会、港北区連合自治会の活動、経理、会費の徴収や使用（交際費、飲食費等）、市補助金の申請や使用等について 全3件」の不開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、別表に掲げる行政文書を保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、上記 1 記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和 7 年 5 月 7 日付で行った不開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の不開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年 2 月横浜市条例第 1 号）第 2 条第 2 項に規定する行政文書を保有していないため不開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

港北区総務課（以下「総務課」という。）から特定自治会、特定地区連合自治会、同連合組織内自治会及び港北区連合自治会（以下これらを総称して「特定自治会等」という。）及び関連部署への情報提供、回答の受領又は協議等を行った事実がないため、本件審査請求文書は作成又は保有していない。

また、本件開示請求書に記載のあった市民からの提案（以下「本件広聴」という。）について、回答課決定のための協議については全て口頭で行っている。協議の結果、回答は市民局が行うこととなったため、総務課から回答した文書はない。当該業務において、諸調整を文書等により行うとする法令、条例、規則等の定めは一切なく、電話等の口頭により行うのが通例である。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 原処分を取り消し、対象文書を開示するよう求める。
- (2) 明るい選挙推進委員の活動が地域活動推進費補助金の交付対象とされていること（以下「本件事案」という。）について、交付決定取消し、補助金の返還、そして

自治会費の返金もできるよう、通報、質問、提案、処分依頼等を行ってきた。この求めに関して対応文書が総務課にないという回答は不作為的で、市長、区長への提案制度上あり得なく、ない場合は回答時期も含め問題である。

- (3) 対象文書は総務課が能動的に保有した文書だけでなく、審査請求人から書類の提供を受け対応したもののほか、他部署等から受動的に保有したものを含めた全ての文書である。
- (4) 明るい選挙推進員、委員の活動が自治会活動として横浜市地域活動推進費補助金の対象となるのかの調査等に関する文書が対象である。
- (5) 横浜市、港北区役所職員が自治会長と交際費（市補助金、住民の自治会費）で飲食した事実の調査に関する文書が対象である。
- (6) 職員への指示に文書がなければ対応も適切に行えず、組織としての対応結果の評価、結果の記録もできず、組織運営上も事務処理上もあり得ない。

5 審査会の判断

- (1) 総務課に係る事務について

総務課では、横浜市区役所事務分掌規則（昭和52年6月横浜市規則第68号）に基づき、人事、文書、予算及び決算に関すること、各種選挙に関すること、選挙管理委員会に関すること等の事務を所管している。

- (2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、開示請求書の記載から、特定自治会等の活動、経理、会費の徴収及び使用、市補助金の申請及び使用等に関する以下の文書と解される。

ア 令和6年12月1日以降、総務課が、特定自治会等の活動等に対して調査等を実施したことの分かる書類及びその回答等の書類の一切（以下「文書1」という。）。)

イ 令和6年12月1日以降、総務課が、特定自治会等に関する情報を関係部署に共有し、対応を協議したことが分かる書類の一切（以下「文書2」という。）。)

ウ 令和6年12月から、総務課へ情報提供された特定自治会等の活動等に対して、提案書の配付先、配付書類、協議、調査、回答内容等の提案に対する措置内容や情報提供後の市区の対応の分かる書類の一切（以下「文書3」という。）。)

- (3) 本件審査請求文書の不存在について

ア 実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

(ア) 自治会町内会及び連合自治会との連絡及びその振興に関することとして、補

助金の交付、区連会定例会に係る事務などは、自治会を所管する港北区地域振興課が担う。

(イ) 文書 1 について、総務課は自治会の所管課ではないことから自治会への調査を行った事実がなく、また、総務課が事務を所管している港北区明るい選挙推進委員及び推進員に対しても調査を行った事実がないため、文書 1 は作成しておらず、保有していない。

(ウ) 文書 2 について、総務課は自治会の所管課ではないこと、また、総務課において本件事案に関する書類を直接受け取ったことがないことから、関係部署へ本件事案を共有・協議したことはないため、文書 2 は作成しておらず、保有していない。

(エ) 文書 3 について、本件広聴は、本件開示請求時点において回答課を探索中であつた。また、一般的にどの課が回答するかについての協議は、区局間で電話・対面にて口頭で調整が行われるため、協議に係るメモ等は作成しておらず、保有していない。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

文書 1 及び文書 2 について、自治会の所管課ではない総務課が本件事案に関する調査等を実施していないこと、また、文書 3 について、本件開示請求時点においては、本件広聴への回答がなされていないことから本件事案に関する文書を作成又は保有していないという実施機関の主張は、不自然ではなく、他に行政文書の存在をうかがわせる事情も認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 大川千寿、委員 戸部真澄

別表 本件審査請求文書

特定自治会、特定地区連合自治会、同連合組織内自治会、港北区連合自治会の活動、経理、会費の徴収や使用（交際費、飲食費等）、市補助金の申請や使用等について	
1	2024年12月1日以降、港北区総務課から上記自治会に対して、自治会運営、収支、活動実績等について、情報提供、調査、指導、書類の提出の求め等を行ったこと の分かる書類一切、及び各自治会、会長、役員等からの回答内容等の分かる書類一切（自治会からの書類は、既提供分を除く） 対象には上記自治会から名目を問わず金品の助成を受けている団体や組織、自治会活動と関連する団体を含む ① スポーツ推進、保健活動推進、児童青少年員、家庭防災員等の横浜市、港北区等から地域に推薦依頼した委員、その連合組織 ② 自治会から助成金（負担金、会議費（食事）、懇親会費等名目を問わず）の受領、会議での食事の提供を受けている地域団体（特定地区社会福祉協議関係、放置自転車関係、健民祭、ふるさと港北ふれあいまつり、親子スキー、グランドゴルフ大会、特定地区ユニホック活動、ペットボトルロケット大会等） ③ 特定管理組合、管理会社（特定事業者）
2	2024年12月1日以降、港北区総務課が自治会運営に係る情報を横浜市や港北区関係部署内、港北消防署、港北警察署、港北社会福祉協議会等の団体等と共有し、対応を協議したことが分かる書類一切 消防団、防犯協会、特定地区社会福祉協議会（事業）、地区センター、ケアプラザ等を含む
3	2024年12月から港北区総務課へ情報提供した自治会活動、補助金申請や使用等に関することについて、提案書を配った先、配った書類、協議、調査、回答内容等の提案に対する措置内容や情報提供後の市区の対応の分かる書類一切

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 7 年 6 月 2 4 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 7 年 8 月 5 日	・ 実施機関から反論書の写しを受理
令和 8 年 5 月 2 2 日 (第409回第一部会)	・ 審議
令和 8 年 6 月 2 5 日 (第410回第一部会)	・ 審議